

新発田地域 広域事務組合

住宅用火災警報器の取り付けを お手伝いします！

新発田地域広域消防本部では、管内に居住する高齢者世帯等への取り付け支援を行っています。



◎取付費用は無料です

「住宅用火災警報器」を購入しても取り付けが困難な高齢者または障害者等の世帯は、消防職員が取り付けます。依頼やお問い合わせについてはお近くの消防署に連絡してください。



新発田消防署 峯島 消防士

※警報器本体はお近くのホームセンター、電気店等で購入してください。

設置していて良かった！

ケース1

家の人プラスチックの溶けたような臭いを感じた。そのときに警報器が鳴って付近を見たら、分電盤から炎が上がっていた。家の人が消したため、被害が最小限で済んだ。

ケース2

ガスコンロで鍋を火にかけたまま居間で寝てしまった。警報器の音で目が覚め、台所を見たら煙が充満していた。ガスコンロの火を消し大事には至らなかった。

電池切れ していませんか？ 1カ月に1回は 作動確認をしましょう

高所での作動確認やお手入れは、転倒の危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。

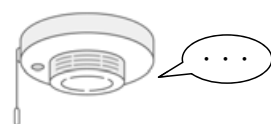
「ボタンを押す」か「紐を引いて」確認！

正常な場合



正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。
※警報音はメーカーや製品によって異なります。

音が鳴らない場合



電池がきちんとセットされているか、確認してください。
※それでもならない場合は「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

10年を目安に交換することをおすすめします

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。いざというときにきちんと動くように、確認・交換をしましょう。

火災発生時の逃げ遅れや 被害拡大防止のため、 住宅用火災警報器を取り付けましょう！

広域消防



油断大敵!

予防課

☎ 0254-22-8096

～information～

消防本部からのお知らせです



暖房器具を使用する冬場に、灯油のホームタンクから容器へ小分けする際や暖房器具への給油の際に油漏れ事故が起きやすくなります。次のことに注意して油漏れ事故を未然に防ぎましょう。

- 給油中は、絶対にその場を離れない。
- ホームタンクのバルブを完全に閉めたか確認する。
- 除雪する際は、油の配管を破損しないよう注意する。
- 屋外の配管が、雪や融雪等により破損しないよう注意する。

また、暖房器具へ給油する際は必ず火を消し、給油後に暖房器具へタンクを戻すときはキャップがしっかり閉まっていることを確認して火災を起こさないよう十分注意しましょう。

もし、油漏れ事故が発生した場合はバルブを閉め、流れ出ないように処置をしてから最寄りの消防署にご連絡ください。

冬期は入浴中の事故に注意!

警防課

☎ 0254-22-9073



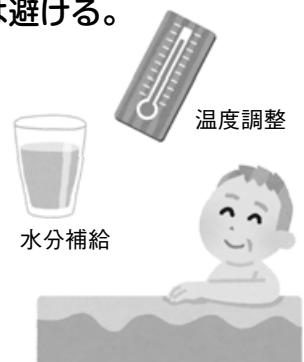
平成26年の統計では、全国で約19,000人もの方が入浴中に亡くなっています。当広域消防管内でも、平成27年中に57件の事故が発生し、13人の方が亡くなっています。

入浴中の事故を防ぐために次の点に注意しましょう!

- 脱衣所や浴室をあらかじめ暖め、入浴時の温度差を少なくする。
- 浴槽は浅めにし、半身浴が望ましく、縁に手をかけておく。
- ぬるめの温度（39～41℃）で、長湯はしない。
- 高齢者の入浴時は、家族や周囲の人が声掛けを行う。
- 入浴後は、水分を補給する。
- 一日の中で体温が上昇し、血圧の安定する16時から19時頃までの入浴が望ましい。
- 血圧降下の原因となるような飲酒や食後の入浴、入浴中の急激な起立は避ける。

ワンポイントアドバイス

入浴中の事故を早期に発見するため、キッチンタイマーを利用し、5分から10分間隔でセットして定期的にお年寄りなどに声掛けを行うことにより、重大な事故を減らすことができます。



広域交流施設

キーワードは、「健康」「交流」「環境保全」!

新発田市藤掛639-1
☎ 0254-23-9775

「虹の里交流館」のご案内

新発田広域クリーンセンターに隣接する虹の里交流館では、ごみの焼却余熱を利用したジェットバス付きのお風呂「虹の湯」、ゲートボールやフットサルなどのスポーツが楽しめる「アリーナ」などを備えており、みんなで1日楽しく過ごすことができます。

虹の湯では、毎月第1、第3日曜日に「変わり湯」を実施していますので、ぜひご家族・友人等ご利用ください。



開館時間

9:00～21:00 (入浴は10:00～20:30)
(11月～3月は閉館20:00、入浴は19:30まで)

休館日

毎週水曜日 (休日の場合は翌日)、12月29日～1月3日

休憩室・休憩ホール

あり

食堂

なし (持ち込み可。ただし、施設内での飲酒はできません。)

虹の里交流館 使用料

区分	使用単位	使用料	
入館料	大人 (中学生以上) 1人1日につき	200円	
	小学生以下	無料	
	回数券 (6枚綴り) お得!	1,000円	
専用 使用料	多目的運動場 (アリーナ)	午前・午後・夜間につき	1,000円
		冬期の夜間	750円
	やすらぎの間 ふれあいの間 (集会室)	午前・午後・夜間の1室につき	800円
		冬期の夜間の1室につき	600円

※午前: 9:00～13:00 午後: 13:00～17:00
夜間: 17:00～21:00 (冬期の夜間: 17:00～20:00)

虹の里 交流館



この看板が目印!

心も体もリフレッシュ



ジェットバス付きお風呂
「虹の湯」

※温泉ではありません

みんなでスポーツ



多目的運動場
(アリーナ)

楽しい語り合いのひととき



やすらぎの間・ふれあいの間
(集会室)

知って？

広域事務組合

第7回「養護老人ホーム」

当組合で共同処理している各種事務を皆さんに知ってもらうため、シリーズで紹介しています。第7回は「養護老人ホーム」についてです。

新発田地域老人福祉保健事務組合では、「あやめ寮」と「ひめさゆり」の2つの養護老人ホームを設置し、高齢者の心身の健康と安全をお守りするとともに、日々楽しく、生きがいと安らぎのある生活が送れるよう支援を行っています。



養護老人ホームあやめ寮 丹後寮長



養護老人ホームあやめ寮
新発田市豊町3-10-3 入所定員80人
☎ 0254-24-1581



養護老人ホームひめさゆり
胎内市820-2 入所定員70人
☎ 0254-47-2223

Q. 養護老人ホームとは？

A. 65歳以上で「**環境上や経済的な理由**により自宅で生活することが困難」と市町に認められた高齢者を受け入れるための施設です。
特別養護老人ホーム等の介護保険施設ではありません。

環境上の理由とは

入院加療を要する病態でなく、家族や住居の状況などにより在宅での生活が困難であると認められる方など

経済的な理由とは

高齢者の世帯が生活保護法による生活保護を受けている方や、世帯の市町民税の所得割が非課税である方など

Q. 入所するには？

A. 福祉事務所が窓口となりますので、入所希望の方はお近くの各市町の高齢福祉担当課・福祉事務所へご相談ください。各市町が入所判定委員会を開催し入所の可否を判定します。

◎高齢福祉担当課 問い合わせ先

新発田市	高齢福祉課	0254-22-3101(代)	胎内市	福祉介護課	0254-43-6111(代)
阿賀野市	民生部高齢福祉課	0254-62-2510(代)	聖籠町	保健福祉課	0254-27-6511(直)

Q. 費用は？

A. 本人、扶養義務者の収入に応じた費用負担となります。

Q. 施設での生活は？

A. 健康増進のため、「ラジオ体操」や「歩け歩け運動」を毎日行っています。また、施設での生活を楽しく豊かにするために、クラブ活動（習字・生花・カラオケ・ゲートボールなど）で趣味の充実を図っているほか、毎月の誕生会や季節ごとの行事を実施し、利用者間の親睦を図っています。

利用者の施設での日課（あやめ寮の場合）

6:00	起床、洗面、居室等の清掃
7:50	朝食
8:50	日課連絡（放送）、ラジオ体操
9:50	介護サービス入浴
10:45	歩け歩け運動
12:00	昼食
13:30	介助入浴・一般入浴
17:10	夕食
17:30	自由時間～テレビ鑑賞、歓談～
21:00	就床

主な行事	
1月	新年祝賀会、お好み昼食
2月	室内ゲーム大会
3月	ひなまつり
4月	桜見物
5月	創立記念日、運動会
6月	映写会、お好み昼食
8月	新発田まつり
9月	敬老会
10月	日帰り旅行、一泊旅行
12月	忘年会、クリスマス



次号は平成28年4月発行の予定です。市町によって配布日が異なります。「新発田地域広域事務組合 広報」に関する皆さんからのご意見、ご感想をお待ちしています。

編集・発行 新発田地域広域事務組合 事務局総務課企画財政係
〒957-0053 新潟県新発田市中心町5-4-7
TEL 0254-26-1501 FAX 0254-23-5589
URL <http://www.shibata-kouiki.jp/s-kouiki/>
E-mail kizai@shibata-kouiki.jp
印刷 島津印刷株式会社

新発田地域広域

検索

